

社会福祉法人愛誠会役員等報酬規程

(適用範囲)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛誠会役員(非常勤理事、監事)、評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員及び運営推進委員の報酬及び費用弁償について定めるものとする。

(報酬額)

第2条 役員(非常勤理事、監事)、評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員及び運営推進委員の報酬額は支給しないものとする。
ただし、実際の職務に従事した日の費用弁償として、別表1の基準に従い日当を支給する。

(費用弁償)

第3条 役員(非常勤理事、監事)、評議員、第三者委員及び運営推進委員が招集に応じ、あるいは公務のため旅行するときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。
2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表2のとおりとする。

附 則

この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。
平成16年 4月 1日一部改正
平成23年 4月 1日全部改正
平成29年 3月 1日一部改正

別表 1 (第2条関係) 日当額

区 分	日 当 額		備 考
役員 (非常勤理事、監事)	日額	8,000円	
評議員	日額	8,000円	
評議員選任・解任委員	日額	8,000円	
第三者委員	日額	8,000円	
運営推進委員	日額	8,000円	

別表 2 (第3条関係) 費用弁償

区 分	市内旅行	県外旅行
役員 (非常勤理事、監事)	車賃 1km 20円	職員旅費支給規程による
評議員		
評議員選任・解任委員		
第三者委員		
運営推進委員		